

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接收土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878</a>

(3) 接  
搬  
地  
建  
物  
等  
借  
上  
料  
評  
價  
算  
定  
基  
準

# 接收土地建物等借上料評価 算定基準

特別調達庁事務管財部不動産課

## 第1編 土地ノノケ月借上料

- 第1章 昭和23年9月30日マデノ土地借上料
- 第2章 昭和23年10月1日ヨリ昭和24年5月31日マデノ土地借上料
- 第3章 昭和24年6月1日ヨリ昭和25年7月31日マデノ土地借上料
- 第4章 昭和25年8月1日以降ノ土地借上料

## 第2編 建物(附帯設備ヲ含ム)ノノケ月借上料

- 第1章 総則
- 第2章 昭和22年8月31日マデノ建物借上料
- 第3章 昭和22年9月1日ヨリ昭和23年9月30日マデノ建物借上料
- 第4章 昭和23年10月1日ヨリ昭和24年5月31日マデノ建物借上料
- 第5章 昭和24年6月1日ヨリ昭和25年7月31日マデノ建物借上料
- 第6章 昭和25年8月1日以降ノ建物借上料

## 第3編 特殊施設物オヨビ工作物ノノケ月借上料

## 第4編 石種タンクノノケ月借上料

## 第5編 附則

第 1 編 土地ノヶ月借上料

第 1 章 昭和 23 年 9 月 30 日マ

デノ土地借上料

第 1 条 公営ノ地目ガ宅地デアツタ土地（以下宅地トイフ）ノオヨビ接收当初ノ現状ガ宅地又ハ宅地ニ準ズル土地（以下準宅地トイフ）ノ借上料ニツイテハ、下記ノ之ノ合計額ニ対シ、別表オノ号地代適正標準乗率ヲ乗ジテ、ノズテ除シタ額トスル

1. 昭和 23 年 8 月 4 日ニオケル更地（空地）トシテノ適正ノ評価額
2. 昭和 23 年 8 月 4 日以降ノ土地ニ対シ着シイ改良工事ヲ施シタトキハソノ適正ナ工事費 マタ同日以降区副整理等ニヨリ受益者負担金ヲ支払ツタトキハソノ実納額

第 2 条 宅地オヨビ準宅地デナカツタ土地ノ借上料ニツイテハ、昭和 23 年 8 月 4 日ニオケル現状ノ適正ノ評価額ニ対シ、別表オノ号地代適正標準乗率ヲ乗ジテ、ノズテ除シタ額トスル

第 2 章 昭和 23 年 10 月 1 日ヨリ昭和 24 年 5 月 31 日マデノ土地借上料

(1)

第 3 条 宅地オヨビ準宅地ニシテ賃貸価格ノ定メラレタイル土地ノ借上料ニツイテハ、別表オノ号地代表ニヨル賃貸価格ノ定メラレタイル土地ニツイテハ、第 1 章ニヨリ算定シタ額トスル

第 4 条 賃貸価格ガ附近類似ノ土地ノ賃貸価格ニ比シ、著シク低イト認メラレル土地オヨビ賃貸価格ノナイ土地デ、昭和 23 年 10 月 1 日以降新タニ接收サレタ土地ノ借上料ニツイテハ、附近類似ノ賃貸価格ヲ基礎トシテ別表オノ号地代表ニヨル

但シ、ユノ場合ハ所轄税務事務所又ハ市区町村役場ノ意見を徴シテ定メルモノトスル

第 5 条 宅地オヨビ準宅地デナカツタ土地借地料ニツイテハ、別表オノ宅地以外ノ地代表ニヨル

オノ表 オノ宅地以外ノ地代表

昭和 23 年 10 月 1 日当時ノ坪当り賃貸価格	昭和 23 年 10 月 1 日以降ノ坪当り借上料
10 千未満	30 千以内
8 千	25 千
6 千	20 千
4 千	15 千

(2)

ス式ホ者	10. 米 以 内
5 号	7
ノ	5

第 3 章 昭和 24 年 6 月 1 日ヨリ 昭和 25

年 7 月 31 日マデノ 土地借上料

第 6 条 宅地オヨビ準宅地ニシテ賃貸価格ノ定メラレテイ  
ル土地ノ借上料ニツイテハ 別表オク号地代表ニヨル  
賃貸価格ノ定メラレテイナイ土地ニツイテハ、市区  
町村ガ類似ノ土地ノ賃貸価格ニ比準シ、ソノ土地ノ位  
位オヨビ状況ニ応ジテ証明シタ後ノ賃貸価格ヲ賃貸価  
格トミナシテ、別表オク号地代表ニヨル

第 7 条 宅地オヨビ準宅地デナカッタ 土地借上料ニツイテ  
ハ、オス章オノ表オノ回宅地以外ノ地代表ニヨル

第 4 章 昭和 25 年 8 月 1 日以降ノ  
土地借上料

第 8 条 宅地ニシテ賃貸価格ノ定メラレテイル土地ノ借上  
料ニツイテハ、別表オク号地代表ニヨル

(3)

第 9 条 宅地ニシテ賃貸価格ノ設定サレテイナイ土地ニシ  
テ、被接收者ガ固定資産税ノ納税義務者デナイ土地ノ  
借上料ハ評定賃貸価格ヲ賃貸価格トミナシ、別表オク  
号地代表ニヨツテ算出シタ額カラ評定賃貸価格ノ 1.5  
倍ニ相当スル額ヲ減ジタ額トスル。

(註) 評定賃貸価格トハ、昭和 25 年 7 月 31 日ニオ  
イテ旧地方税法(昭和 23 年法律第 110 号)オ  
ク 2 条又ハ第 5 条ノ規定ニヨツテ設定サレテイ  
タ評定賃貸価格ヲイフ。

以下同シ

第 10 条 前条ノ土地ニシテ被接收者ガ固定資産税ノ納税  
義務者デアルトキノケ月借上料ハ、評定賃貸価格  
ヲ賃貸価格トミナシ、別表オク号地代表ニヨツテ算  
出シタ額トナル。

第 11 条 準宅地ノ借上料ハ、仮ノ賃貸価格ヲ賃貸価格ト  
ミナシテ別表オク号地代表ニヨツテ算出シタ額カラ  
仮ノ賃貸価格ノ 1.5 倍ニ相当スル額ヲ減シタ額ニ次  
ノ区分ニヨツテ算出シタ、ソノ土地ニ対スル固定資  
産税相当額ヲ加算シタ額トスル。

(イ) 地目ガ畑デアルモノ

(4)

ソノ土地ノ賃貸価格ノ1.86倍ニ相当スル額

(4) 地目が畑デナイモノ

ソノ土地ノ賃貸価格ノ1.5倍ニ相当スル額

(註) 仮ノ賃貸価格ハ附近類似ノ宅地ノ賃貸価格ニ準ジ、市区町村ノ証明書ニヨリ定メル。既ニ証明書受領済ノモノハソレニヨル。

(註)<sub>2</sub> 昭和25年7月3日ニオケル借上料カオ9条オヨビオノノ条ノ規定ニヨツテ算出シタ額ヲ超エルトキハ、オ9条オヨビオノノ条ノ規定ニ拘ラス、従前ノトオリトスル

第ノ2条 宅地オヨビ準宅地デナカツタ土地ノ1ヶ月借上料ハ第2表ニヨル

第2表

昭和25年8月/日 当時ノ坪別賃貸価格	昭和25年8月/日以降 ノ坪当リ借上料
10 匁以上	60 匁以内
10 匁未満	50 匁
8 匁	40 匁
6 匁	30 匁
4 匁	23 匁

(5)

2 匁未満	15 匁以内
5 匁	10 匁
1 匁	7 匁

第ノ3条 昭和25年8月/日以降新クニ接收サレタ宅地オヨビ準宅地、ナラビニコレ以外ノ土地ノ借上料ニツイテハ本章ニヨル

第2編 建物(前帯設備ヲ含ム)ノ1ヶ月ノ借上料

第ノ章 総 則

第ノ4条 接收建物借上料ハ、地代相当額、火災保険料相当額オヨビオノノ条ニ規定スル兵ノ他ノ必要至費ヲ合計シタ額トスル

第ノ5条 地代相当額ハ原則トシテ、第ノ編土地ノ各規定ニヨツテ算出シタ額トスル

第ノ6条 火災保険料相当額トハ、火災保険ノ対象トナル接收建物ニ対シ、以下ノ各章ニソレゾレ規定シタ時期ニオイテ適正ナ時価ニ適正ナ火災保険料率ヲ乗ジタ額トスル

第ノ7条 兵ノ他ノ必要至費ハ建物オヨビ建物内ニ含まレ

(6)

ル各種附帯設備ナラビニ門塙等ノ建物(以下単に建物ト称スル)ノ建物費ヲ基礎トシテ、授收時期、建築ノ時期地域等ニヨリ別ニ定メル乘率ヲ乘ジタ額トスル

第二章 昭和22年8月3日マデノ  
建物借上料

第18条 昭和21年9月30日マデニ建築サレテ、昭和22年8月3日マデニ授收サレタ建物ノ借上料ニツイテハ、下記ニヨル

1. 地代相当額ハ地上建物ノ各建築時期ノ更地(空地)トシテノ適正ナ評価額(昭和13年8月4日以前ニ建物が建築サレタ場合ハ、昭和13年8月4日当時オヨビ多数ノ建物が年代ヲ異ニシテ建築サレタ場合ハ、ソノ最も古い建物ノ建築サレタ時期ヲ評価時期トスル)ト附属工作物ノ各時期ニオケル建設費(昭和13年8月4日以前ニ建設サレタ場合ハ、当時ノ推定再建設費トシ、ソノ以後ニ建設サレタカソノ建設費カ不明ナ場合ハ、ソノ時ノ推定再建設費ト対シソレゾレ別表オノ号地代適正標準乘率ヲ乘シ、ソレヲ除シタ額ノ合算額トスル。

(ウ)

但シ、昭和13年8月4日以降ニソノ土地ニ対シ着シイ改良工事ヲ施シタトキハ、ソノ適正ナ工事費ヲマタ同日以降ニ區整理等ニヨリ受益者負担金ヲ支払ツタトキハ、ソノ実納額ヲ前記評価額ニ加算スルコトガデキル。(本低書ハ以下ノ各条ニ準用スル)

2. 火災保険料相当額ハ、授收時期現在ニオイテ火災保険ノ対象トナル授收建物ノ適正ナ時価ニ対シ適正ナ火災保険料率ヲ乘ジタ日額トスル

3. 其ノ他ノ必要経費ハ、ソノ建物ノ建築サレタ時期ニオケル適正ナ建築費(昭和13年8月4日以前ニ建築サレタ建物ハ全日ソノ以後建築サレ建築費不明ナモノハ、ソレゾレノ時期ニオケル適正ナ推定再建築費)ヲ主体費オヨビ附帯費ニ分前シテ、別表オノ号地代適正標準乘率表ヲ乘ジタ額トスル

但シ、昭和13年8月4日以降着シイ改良工事ヲ施シタトキハ、下記ニヨツテ上記建築費ヲ加減スル。(本低書ハ以下ノ各条ニ準用スル)

増築 — コノ部分ノミヲ新築トシテ取扱ウ

改築 — 改築ノ程度ニ応ジ建築費ヲ加減スル

模様替大修繕 — ソノ程度ニ応ジ建築費ヲ加減スル

(8)

焼ビル修繕一修繕部分ノミヲ新築トシテ取扱フ。

焼失部分ノ建築費ハ減額スル。

第19条 昭和21年10月1日以降ニ建築サレテ昭和22年8月31日マデニ接收サレタ建物ノ借上料ニツイテハ、下記ニヨル

1. 地代相当額ハ

第18条ノ旨ニヨル

2. 火災保険料相当額ハ

接收時期現在ニオイテ火災保険ム対象トナル接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ適正ナ火災保険料率ヲ乗ジテ月額トスル

3. 其ノ他ノ必要経費ハ

建築時期ニオケル適正ナ建築費ニ対シ下記オノ表家賃率(月分百分率)ヲ乗ジテ算トスル。

表ノ表 家賃率 (月分百分率)

区分	構造	一般住宅	ビル、アパート ノ他 雑用建物
全 層 一 層	鉄骨鉄筋コンクリート造	0.525%	0.575%
	煉瓦造	0.615%	0.675%
	普通木造	0.77%	0.87%
	簡易木造	0.94%	1.11%

第20条 第18条、第19条ニ定メタ規定ハ、ノ構ヲ一括シテ接收シタ場合ノ建物借上料ノ算定デアツテ、一部接收ノ場合ノ借上料ニツイテハ下記ニヨル

(a) 接收ガノ棟ノ一部デアリ、ソノウチニ廊下便所等

該接收部分トノ共用施設ガアルトキハ、ソノノ棟全体

(敷地ヲ含ム)ノ借上料ヲ算出シ、コレニ対シ

$\frac{\text{接收有効延坪}}{\text{ソノ建物ノ有効延坪}}$ ノ率ヲ乗ジテ算トスル

(b) 接收ガノ棟ノ一部デアルガ、ソノウチニ該接收部分

トノ共用施設ガナイトキハ、ソノノ棟全体(敷地ヲ含

ム)ノ借上料ヲ算出シ、コレニ対シ、 $\frac{\text{接收延坪}}{\text{ソノ建物全体ノ延坪}}$

ノ率ヲ乗ジテ算トスル

第21条 前条ノ場合ニオイテ、ソノ接收部分ガ建物全体

ノ通風、採光、又ハ、店舗利用可能部分等有利ナ部分ヲ占

ムルトキハ、前条ニヨリ算出シタ額ニ対シ、ズ割以因ノ

割増ヲスルコトガデキル

但シ、地下室ソノ他不便ナ部分ヲ占ムルトキハ相当減

額ヲシナケレバナラナイ。

ナオ、共益費ハ第20条及ビ第21条ノ借上料ニハ含

マナイ。



第3章 昭和22年9月1日ヨリ昭和23年

9月30日マデノ建物借上料

第22条 昭和22年8月31日以前ニ接收サレタ建物ノ

昭和22年9月1日以降ノ借上料ニツイテハ下記ニヨル

- 1. 地代相当額
- 3. 其ノ他ノ必要経費

ハソレゾレオズ章オノ8条オ19

条ニヨツテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建物ノ建築時期ニ応

ジテ下記オズ表オ一回倍率ヲ乗ジタ額

オズ表、オ一回倍率

適用区域	建築完成ノ時期	倍率
全 国 一 円	昭和13年以前	2.5倍
	14年全15年	2.3倍
	16年全17年	2.1倍
	18年全19年	1.9倍
	20年	1.6倍
	21年以降	1.0倍

備考 一構中ニ建築時期ヲ異ニスル建物が多数アル場合

ノ地代相当額ノ修正率ハ、ソノウチノ最も古い建物

ノ建築時期ニヨル。各建物ハ、ソレゾレノ建築時期

(1)

ニヨル

2. 火災保険料相当額

昭和22年9月1日現在ニオイテ火災保険料ノ対象ト

ナツタ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ、適正ナ火災保険

料率ヲ乗ジタ月額トスル

第23条 昭和22年8月31日マデニ建築完成シ、昭和

22年9月1日以降新メニ接收サレタ建物ノ借上料ハ、

オズ章オノ8条マタハオノ9条ニヨツテ算出シタ、ノ地

代相当額、3其ノ他ノ必要経費ノ額ニ、前条ニヨル倍率

ヲ乗ジタ額ト、接收時期ニオイテ火災保険ノ対象トナツ

タ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ、適正ナ火災保険料率ヲ

乗ジテ得タ、2火災保険料相当額(月額)トノ合計額ト

スル。

第24条 昭和22年9月1日以降建築サレタ、昭和23

年9月30日マデニ接收サレタ建物ノ借上料ニツイテハ

オズ章オノ9条ニヨル

第25条 オズ章オノ20条及ヒオノ21条ノ規定ハ、本章ノ

場合ニモ準用スル。

第4章 昭和23年10月1日ヨリ昭和

24年5月31日マデノ建物借上料

(2)

第26条 昭和23年9月30日以前ニ、接收サレタ建物

1. 昭和23年10月1日以降ノ借上料ニツイテハ、下記ニヨル

1. 地代相当額  
2. 其ノ他ノ必要経費

ハソレゾレオ3章オズ2条オズ4

条ニヨッテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建物ノ建築時期ニ依

テ下記オ3表ノ倍率ヲ乘ジタ額

適用 区域	建築完成ノ時期	倍率
全 国 一 円	昭和18年以前	2.5倍
	昭和19年及20年	2.2倍
	昭和21年	1.6倍
	昭和22年	1.3倍
	昭和23年	1.0倍

備考ハオズ表ニ全シ

2. 火災保険料相当額ハ

昭和23年10月1日現在ニオイテ火災保険ノ対象ト

ナッタ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ、適正ナ火災保険

料率ヲ乘ジタ月額

(3)

第27条 昭和21年9月30日マデニ建築完成シ、昭和

23年10月1日以降新クニ接收サレタ建物ノ借上料ニ

ツイテハ、下記ニヨル

1. 地代相当額ハ下記aオヨビbノ合計額ニヨル

a. 建物敷地ノ更地(空地)トシテノ地代相当額トシ

別表オ3号地代表ニヨッテ算出シタ額

b. 附属工作物ニツイテハ、ソノ建築費トシテオズ章

ノ8条ノニヨッテ算出シタ額ニ対シ、オ3章オズ2

条ノオノ倍率オヨビ前条ノオ3表オズ倍率ヲ乘

ジタ額

2. 火災保険料相当額ハ

接收時期現在ニオイテ、火災保険ノ対象トナッタ接收

建物ノ適正ナ時価ニ対シ、適正ナ火災保険料率ヲ乘シ

タ月額

3. 其ノ他ノ必要経費ハ

本章オノ3条ヲ準用シテ算出シタ額

第28条 昭和23年10月1日以降昭和24年5月31

日マデニ建築サレタ建物ノ借上料ニツイテハ下記ニヨル

1. 地代相当額ハ

本章オズ2条ニヨッテ算出シタ額

(4)

2. 火災保険料相当額ハ

接收時期現在ニオイテ火災保険ノ対象トナツタ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ適正ナ火災保険料率ヲ乗ジタ月額

3. 其ノ他ノ必要経費ハ

建築時期ニオケル適正ナ建築費ニ対シ下記オケ表家賃率(月分百分率)ヲ乗ジタ額

第4表 家賃率(月分百分率)

通用区域	構造	一般住宅	ビル、アパート ソノ他、営業用建物
全国 一 円	鉄骨鉄筋コンクリート造	0.77%	0.80%
	煉瓦、タタ、石造	0.84%	0.87%
	木造	1.09%	1.23%

第29条 オケ章オケ20条オケ21条ノ規定ハ、本章ノ場合ニモ適用スル。

第5章 昭和24年6月1日ヨリ昭和25年

7月31日マテノ建物借上料

第30条 昭和24年5月31日以前ニ接收サレタ建物ノ

昭和24年6月1日以降ノ借上料ニツイテハ下記ニヨル

1. 地代相当額

3. 其ノ他ノ必要経費

ハソレソレオケ章オケ26条ニ

オケ28条ニヨツテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建物ノ建築時期ニ依ジテ下記オケ表オケ3回倍率ヲ乗ジタ額

オケ5表 オケ3回倍率

通用区域	建築完成ノ時期	倍率
全国 一 円	昭和20年以前	1.6倍
	昭和21年	1.3倍
	昭和22年	1.1倍
	昭和23年以降	1.0倍

2. 火災保険料相当額ハ

昭和24年6月1日現在ニオイテ火災保険ノ対象トナツタ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ適正ナ火災保険料率ヲ乗ジタ月額

第31条 昭和24年6月1日以降新夕ニ接收サレタ建物

ノ借上料ニツイテハ下記ニヨル

1. 地代相当額ハ下記オケヨビオケノ合計額トスル。

オケ2. 建物敷地ノ更地(空地)トシテノ地代相当額トシ

別表オ4号地代表ニヨツテ算出シタ額

ハ 附属工作物ニツイテハ、ソノ建設費トシテオ4章オ27条ノハニヨツテ算出シタ額ニ対シ前条ノオ5表オ3回倍率ヲ乗ジタ額

ズ 火災保険料相当額ハ

接收時期現在ニオイテ火災保険ノ対象トナツタ接收建物ノ適正ナ時価ニ対シ適正ナ火災保険料率ヲ乗ジタ月額

3. 具ノ他ノ必要経費ハ

本章オ30条ヲ準用シテ算出シタ額

第32条 オ5章オ20条 オ21条ノ規定ハ本章ノ場合ニモ準用スル。

第6章 昭和25年8月1日ヨリ昭和25

年12月31日マデノ建物借上料

第33条 昭和25年7月31日以前ニ接收サレタ建物ノ昭和25年8月1日以降ノ借上料ニツイテハ、オ5章オ30条 オ31条ニヨツテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建物ノ建築時期ニ依リテ下記オ6表オ4回倍率ヲ乗ジタ額トスル。

(7)

オ6表 オ4回倍率

適用範囲	建築完成ノ時期	倍率
全 国 一 円	昭和14年以前	2.43
	15年	2.18
	16年	2.02
	17年	1.54
	18年	1.42
	19年	1.28
	20年	1.24
	21年	1.23
	22年	1.15
	23年	1.08
	24年	1.09
	25年	1.12

第34条 昭和25年8月1日以降新タニ接收サレタ建物ノ借上料ニツイテハ、オ5章オ30条ノ規定ヲ準用シテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建築時期ニ依リテ、前条ノ倍率ヲ乗ジタ額トスル。

第35条 オノ章オ20条 オ21条ノ規定ハ本章ノ場合

(8)

ニモ準用スル

第 7 章 昭和 26 年 1 月 1 日以降

建物借上料

第 36 条 昭和 25 年 12 月 31 日以前ニ接收サレタ建物  
ノ昭和 26 年 1 月 1 日以降ノ借上料ニツイテハ、第 5 章  
第 30 条・第 31 条ニヨツテ算出シタ額ニ対シ、ソノ建物  
ノ建築時期ニ応ジテ下記ノ表ニ示スル倍率ヲ乘ジタ額ト  
スル。

表 5 倍率

適用 範囲	建築完成ノ時期	倍 率
全 国 一 円	昭和 14 年 以前	3.00
	15 年	2.69
	16 年	2.49
	17 年	1.96
	18 年	1.75
	19 年	1.58
	20 年	1.53
	21 年	1.47

全 国 一 円	22 年	1.41
	23 年	1.33
	24 年	1.34
	25 年	1.38

第 37 条 昭和 26 年 1 月 1 日以降新タニ接收サレタ建物  
ノ借上料ニツイテハ第 6 章第 34 条ノ規定ヲ準用シテ算  
出シタ額ニ対シ、ソノ建物ノ建築時期ニ応ジテ前条ノ倍  
率ヲ乘ジタ額トスル。

第 38 条 第 1 章第 20 条、第 21 条ノ規定ハ本章ノ場合  
ニモ準用スル。

第 3 篇 特殊施設物オヨビ工作物ノ借上料

第 39 条 特殊施設物オヨビ工作物ノ借上料ハ、スベテ第 2  
編建物借上料ノ算出ニ準ズル。但シ、火災保険ノ対象トナ  
ラナイ物件ハ火災保険料相当額ヲ加算シナイ。又、ソノ  
建築費ニ対スル乗率ハスベテ  $\frac{0.6}{100}$  (月分百分率) トス  
ル。

第4編 石油タンクノノケ月借上料

第40条 昭和25年8月ノ日以降ノ石油タンクノ借上料

ハ才8表ニヨル

才8表

種別	月額借上料	備考
タンク容量 ノ相当リ	20,000キ	油送管、ソノ他機械 設備火災保険料ヲ含ム

但シ、タンク運営ニ必要ナ敷地オヨビ建物（附帯設備ヲ  
含ム）ノ借上料ハ才3章ニヨル

第5編 附則

第41条 昭和25年8月ノ日以降ノ営業用倉庫ノ借上料

ハ才2編建物借上料ノ算出ニ準ズル

勘産オヨビ特殊機械設備ノ借上料ハ従前ノ基準ニヨル

第42条 本基準ニ定メナキ特殊物件オヨビ本基準ヲ適用

スルヲ不適当ト認メル物件又ハ地方自治庁ノ特殊条件ノ

アル物件等ノ借上料ニツイテハ、個々ニツイテ特別調整

方長官ガコレヲ定メル。

別表 才ノ号

地代適正標準率（年分）各都道府県一覽表

府県名	適用区域	率 (百分率)	府県名	適用区域	率 (百分率)		
北海道	道一円	4.0	青 岩 宮 秋 山 福 茨 枋 群 埼 千 栗 神 新	(甲地方)	3.9		
青森	道一円	3.8		高山市高岡市	3.8		
岩手		4.1		新湊町伏木町			
宮城		4.2		塚川町			
秋田		4.2		(乙地方)			
山形		4.0		ソノ他ノ地方			
福島		4.2		五川		県下一円	4.2
茨城		4.2		福 開		(甲地方)	4.0
枋木		4.2				福井市敦賀市	3.0
群馬		4.2				及ハ吾田郡	
埼玉		4.2	足羽郡、一部				
千葉県	県下一円	4.2	(乙地方)				
			南條郡四王郡				
神奈川県	県下一円	4.2	分江郡大飯郡				
			大西郡 豊後郡				
新潟	県下一円	4.2	坂野郡(幸四郎)				
			(丙地方)				
			ソノ他ノ村				

山梨	県下一円	4.2	徳島	県下一円	3.9	
長野		4.2	香川		3.9	
岐阜		4.2	愛媛		3.9	
静岡		4.2	高知		3.9	
愛知		4.2	福岡		4.2	
三重		4.2	佐賀		4.2	
滋賀		4.0	長崎		4.2	
京都		3.8	熊本		4.0	
大阪		3.5	大分		4.0	
兵庫		4.2	宮崎		4.0	
奈良	府下一円	4.2	鹿児島	鹿児島市	4.2	
和歌山		4.2				川内市
鳥取		3.8				鹿屋市
島根		3.6				ソノ他
岡山	県下一円	4.2				
広島		4.2				
山口		3.9				
		4.2				

(23)

別表才ノ号

家賃適正標準率(百分率)各都道府県  
一覽表

(表中L型トアルノハ主体建築費、L附トアルノハ附属設備費及ビ雜作業ノ略)

都道府県名	適用区域	種別	普通建築物			下宿屋 共同住宅及カビルディング		
			木造(木骨造 鉄筋モルタル造 及カ)	煉瓦造 石造 コンクリート造 及カ	鉄骨鉄筋コンクリート造 及カ	木造(木骨造 鉄筋モルタル造 及カ)	煉瓦造 石造 コンクリート造 及カ	鉄骨鉄筋コンクリート造 及カ
北海道	道内 一円	主府	0.91	0.69	0.61	0.98	0.70	0.61
			1.20	0.94	0.93	1.46	1.12	0.95
青森	県下一円	主府	0.97	0.80	0.69	1.17	0.86	0.75
			1.55	1.22	1.12	1.97	1.47	1.12
岩手	"	主府	0.80	0.66	0.57	1.02	0.76	0.67
			1.00	0.85	0.81	1.38	1.06	0.87
宮城	"	主府	1.00	0.83	0.72	1.28	0.95	0.84
			1.35	1.15	1.11	1.87	1.44	1.18
秋田	"	主府	0.70	0.60	0.50	0.80	0.70	0.60
			0.95	0.90	0.85	1.20	1.00	0.90
山形	"	主府	0.80	0.66	0.58	1.02	0.76	0.67
			1.08	0.92	0.89	1.50	1.15	0.94

(24)

福島	梁下一田	主	0.80	0.71	0.62	1.10	0.65	0.60
		附	1.24	1.04	1.00	1.69	1.28	1.02
茨城	市	主	0.90	0.70	0.59	1.20	0.99	0.83
		附	1.31	1.07	1.02	1.88	1.39	1.09
	人口一万以上ノ町	主	0.83	0.65	0.54	1.13	0.93	0.78
		附	1.20	0.99	0.94	1.77	1.31	1.02
ソノ他ノ町村	主	0.79	0.62	0.52	1.06	0.88	0.74	
	附	1.15	0.95	0.90	1.67	1.23	0.96	
栃木	(甲地)	宇都宮市足利市	主					
			附					
	栃木市鹿沼市	主						
		附						
	日光町足尾町	主	0.959	0.780	0.675	1.170	0.850	0.735
		附	1.332	1.121	1.072	1.755	1.332	1.072
	小山町	主						
		附						
	今市町太田原町	主						
		附						
及ビソノ接続 連担地	主							
	附							
(乙地)	主	0.908	0.738	0.639	1.118	0.805	0.696	
	附	1.262	1.061	1.015	1.662	1.262	1.015	
(丙地)	主	0.879	0.715	0.620	1.073	0.780	0.674	
	附	1.222	1.029	0.984	1.610	1.223	0.984	
一級地大田町 及ビソノ接続地	主	1.05						
	附	1.46						
二級地	前橋市高崎市	主	0.93	主(以下同シ)				
		附	1.29	0.85	0.73	1.36	0.99	0.85

(25)

群馬 (普通建 物中本造 ノ三級 ニ分テ他 ハ総テ異 下一用)	桐生市伊勢崎市 及ビソノ接続地	主							
		附							
	三級地	群馬郡渋川町	主	0.85	附(以下同シ)				
			附	1.19	1.22	1.17	2.04	1.55	1.25
	群馬郡沼田町	主							
		附							
	多野郡藤岡町	主							
		附							
	館石町	主							
		附							
邑楽郡鯉柄町	主								
	附								
新田郡尾島町	主								
	附								
北甘梁郡	主								
	附								
高岡町	主								
	附								
四級地 ソノ他ノ町村	主	0.80							
	附	1.10							
埼玉	(甲地)	川口市浦和市	主	1.14	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96
			附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35
	大宮市與野町	主							
		附							
	大辻町蕨町	主							
		附							
	(乙地)	熊谷市川越市	主	0.95	0.80	0.64	1.27	0.90	0.77
			附	1.36	1.13	1.08	1.99	1.50	1.20
	忍町戸田村	主							
		附							

(26)



千葉	日下村 新倉村							
	谷塚町草加町							
	朝霞町所沢町							
	(丙地)	主	0.75	0.60	0.44	1.07	0.70	0.57
	その他町村	附	1.16	0.90	0.88	1.79	1.30	1.00
	(甲地)							
	千葉市 市川市	主	1.14	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96
	船橋市 松戸市	附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35
	津田沼町							
	(乙地)							
銚子市 館山市								
本郷町 成田町	主	0.95	0.79	0.69	1.26	0.95	0.82	
栗金町 茂原町	附	1.29	1.09	1.05	1.85	1.42	1.16	
鴨川町 佐原町								
野田町 幕張町								
二宮町 船町								
(丙地)	主	0.83	0.69	0.60				
その他町村	附	1.12	0.95	0.97				
東京	都下一回	主	1.14	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96
		附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35

(27)

神奈川	県下一回	主	1.14	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96
		附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35
新 潟	(甲地)							
	新潟市 三條市							
	長岡市 柏崎市	主	0.93	0.75	0.65	1.18	0.87	0.74
	富田町 新発田市	附	1.29	1.09	1.03	1.78	1.34	1.09
	新潟市							
	(乙地)							
	その他町	主	0.84	0.68	0.59	1.06	0.78	0.67
	制施行地	附	1.16	0.98	0.93	1.61	1.20	0.98
	(丙地)							
	その他地方	主	0.78	0.60	0.50	0.80	0.70	0.60
	附	0.95	0.90	0.85	1.20	1.00	0.90	
富 山	(甲地方)							
	敦振産農方面	主	0.92	0.76	0.67	1.18	0.87	0.78
		附	1.20	1.02	1.00	1.70	1.28	1.05
石 川	(乙地方)							
	その他地方	主	0.74	0.65	0.55	1.00	0.76	0.65
		附	0.96	1.00	0.93	1.36	1.26	1.00
石 川	金沢市	主	0.77	0.65	0.55	1.00	0.76	0.65
		附	1.00	1.00	0.93	1.36	1.26	1.00
石 川	その他市町村	主	0.70	0.60	0.50	0.80	0.70	0.60
		附	0.95	0.90	0.85	1.20	1.00	0.90

(28)

福井	(甲地)							
	福井市 敦賀市	主	0.80	0.70	0.60	0.90	0.80	0.70
	及比吉田郡	附	1.20	1.00	0.90	1.30	1.10	1.00
	足羽郡)一部							
	(乙地)							
	南礪波郡 丹生郡							
	今立郡 本野郡	主	1.75	0.65	0.55	0.85	0.75	0.65
	大飯郡 速岐郡	附	1.07	0.95	0.87	1.25	1.05	0.95
	坂井郡 吉田郡							
	1)一部							
	(丙地)							
	その他)村	主 附	0.70 0.95	0.60 0.90	0.50 0.85	0.80 1.20	0.70 1.00	0.60 0.90
山 梨	梨下一四	主	0.75	0.64	0.53	0.86	0.75	0.64
		附	1.00	0.95	0.90	1.27	1.05	0.95
長 野	(甲地方)							
	県内)市及							
	比)梓木登原性	主	0.90	0.73	0.63	1.15	0.84	0.72
	ア)ル町	附	1.26	1.06	1.01	1.73	1.31	1.05
	(軽井沢町)大町							

(29)

	(乙地方)							
	その他)町制	主	0.82	0.66	0.57	1.04	0.76	0.65
	施行地	附	1.14	0.96	0.91	1.56	1.18	0.95
	(丙地方)							
	一般村	主 附	0.70 0.95	0.60 0.90	0.50 0.85	0.80 1.20	0.70 1.00	0.60 0.90
岐 阜	(甲地)							
	岐阜市							
	稲葉郡 郡加町	主	0.80	0.67	0.58	1.02	0.77	0.67
	各務村	附	1.09	0.93	0.87	1.49	1.17	0.94
	柳沢村							
	藤原村							
	(乙地)							
	その他)市町村	主 附	0.70 0.96	0.60 0.82	0.50 0.78	0.90 1.32	0.70 1.01	0.60 0.83
静 岡	市	主 附	0.80 1.05	0.70 1.00	0.60 0.95	0.90 1.30	0.80 1.10	0.70 1.00
	町 村	主 附	0.70 0.95	0.60 0.90	0.50 0.85	0.80 1.20	0.70 1.00	0.60 0.90
名 古 屋	名古屋市	主 附	0.80 1.09	0.67 0.93	0.58 0.89	1.02 1.49	0.77 1.17	0.67 0.94
	その他	主 附	0.70 0.96	0.60 0.82	0.50 0.78	0.90 1.32	0.70 1.11	0.60 0.83

(30)

三重	市地区指定町村							
	三重郡 富田村 富洲原町 河芸郡 白子町 神戶町 志摩郡 島羽町 向山郡 上野町	主 附	0.75 1.00	0.65 0.90	0.55 0.85	0.85 1.25	0.70 1.00	0.60 0.90
	その他	主 附	0.65 0.90	0.60 0.85	0.50 0.80	0.75 1.15	0.65 0.95	0.55 0.85
滋賀	市	主 附	0.83 1.13	0.69 0.96	0.60 0.92	1.06 1.56	0.74 1.20	0.70 0.98
	町	主 附	0.75 1.01	0.63 0.92	0.55 0.85	0.96 1.40	0.72 1.08	0.63 0.90
	村	主 附	0.70 0.95	0.60 0.90	- -	0.90 1.31	0.70 1.01	- -
京都	市	主 附	0.85 1.11	0.75 0.99	0.66 0.95	1.03 1.37	0.83 1.17	0.74 1.00
	町 村	主 附	0.70 0.95	0.61 0.84	0.54 0.81	0.80 1.20	0.64 0.99	0.57 0.87
大阪	府下一円	主 附	1.14 1.55	0.95 1.32	0.83 1.27	1.40 2.14	1.09 1.65	0.96 1.35
	(甲地) 神戸市 尼崎市							

(31)

四宮市 岩屋市								
伊丹市								
武庫郡-山田村	主	1.14	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96	
7除ノ谷町村	附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35	
川辺郡-神津村								
川辺町 恩田村								
立花村 小花村								
長尾村								
(乙地)								
姫路市 明石市								
姫路市 洲本市								
武庫郡 山田村								
明石郡 並水村								
急在村								
久保町								
林園村								
加古郡 加古川町	主	1.05	0.85	0.74	1.36	0.96	0.89	
二見町	附	1.41	1.18	1.12	1.99	1.45	1.20	
阿南村								
別府町								

(32)

	尾上村						
	高砂町						
	荒井村						
	印南郡 曾根町						
	伊保村						
	水田町						
	大塚町						
	柳井郡 八幡村						
	庄 村						
	埴原郡 御津村						
	大津村						
	紐子町						
	赤松郡 相生町						
	(丙 地)						
	前記各市町ヲ	主	0.89	0.69	0.58	-	-
	除ク 町 村	附	1.20	0.96	0.88	-	-
奈良	粟下 一 田	主	0.84	0.70	0.61	1.08	0.80
		附	1.14	0.97	0.94	1.58	1.22
和歌山	"	主	0.80	0.67	0.58	0.90	0.77
		附	1.00	0.93	0.89	1.30	1.17

(33)

鳥取	粟下 一 田	主	0.85	0.71	0.62	1.09	0.81	0.72
		附	1.13	0.98	0.95	1.60	1.23	1.00
島根	"	主	0.85	0.71	0.60	1.08	0.81	0.72
		附	1.13	0.98	0.95	2.00	1.23	1.00
岡山	(甲 地)	主	0.90	-	-	-	-	-
	岡山市 津山市 倉敷市 玉野市	附	1.20	-	-	-	-	-
	(乙 地)	主	0.75	-	-	-	-	-
	ソノ 他	附	1.09	-	-	-	-	-
広島	(甲 地方)	主	1.05	0.95	0.83	1.15	1.05	0.95
	広島市 呉市	附	1.15	1.10	1.25	1.40	1.20	1.10
	(乙 地方)							
	三原市 尾道市 福山市 佐伯郡 大竹町 安佐郡 祇園町 加茂郡 庄 村 御調郡 土生町	主	0.90	0.80	0.70	1.00	0.90	0.80
		附	1.05	1.00	0.95	1.30	1.10	1.00
	(丙 地方)	主	0.75	0.65	0.55	0.85	0.75	0.65
	ソノ 他 地方	附	0.95	0.90	0.85	1.20	1.00	0.90

(34)

山口	(甲地方)	主	1.08	0.89	0.77	1.40	1.03	0.90
	下関市 宇部市	附	1.49	1.26	1.21	2.08	1.59	1.29
	(乙地方)	主	0.93	0.74	0.62	1.25	0.90	0.75
	その他市町村	附	1.34	1.11	1.06	1.93	1.29	1.04
徳島	県下一円	主	0.80	0.66	0.58	1.02	0.96	0.67
		附	1.03	0.87	0.83	1.41	1.08	0.89
香川	"	主	0.83	0.69	0.60	1.07	0.80	0.70
		附	1.03	0.96	0.92	1.57	1.20	0.98
愛媛	"	主	0.80	0.70	0.65	0.95	0.73	0.69
		附	1.03	0.91	0.88	1.17	1.02	0.88
高知	"	主	0.83	0.73	0.65	0.95	0.77	0.70
		附	1.02	0.91	0.88	1.35	1.12	0.88
	福岡市及び北九州5市	主	1.08	0.90	0.79	1.37	1.02	0.90
		附	1.30	1.14	1.10	1.66	1.37	1.16
	その他	主	1.02	0.84	0.73	1.31	0.96	0.84
		附	1.23	1.01	1.04	1.58	1.31	1.10
佐賀	県下一円	主	0.80	0.63	0.54	1.00	0.71	0.60
		附	1.15	0.96	0.91	1.55	1.15	0.91
長崎	"	主	1.74	0.95	0.83	1.46	1.09	0.96
		附	1.55	1.32	1.27	2.14	1.65	1.35
	指定地域 熊本市 八代市	主	0.95	0.75	0.65	0.83		
		附	1.29	1.09	1.05			

(35)

	荒尾市 水原町							
	人吉町 本渡町							
	その他区域	主	0.85	0.70	0.61	1.08	0.81	0.71
		附	1.15	0.98	0.94	1.59	1.22	1.00
大分	県下一円	主	0.80	0.66	0.58	1.02	0.96	0.61
		附	1.08	0.92	0.88	1.49	1.15	0.94
宮崎	(第一級地) 三市及び境港市	主	0.90	-	-	-	-	-
		附	1.13	-	-	-	-	-
	(第二級地) その他町村	主	0.76	-	-	-	-	-
		附	1.03	-	-	-	-	-
	県下一円	主	-	-	-	1.00	-	-
		附	-	-	-	1.25	-	-
鹿児島	鹿児島市	主	0.92	0.76	0.68	1.19	0.81	0.72
		附	1.31	1.10	1.05	1.75	1.30	1.08
	川内市 鹿屋市	主						
		附						
	その他町村	主	0.70	0.60	0.50	0.80	0.70	0.60
		附	0.95	0.90	0.85	1.20	1.00	0.90

(36)

備考

1. 前各表ハ昭和15年10月9日勅令第678号ノ別表トシテ決定サレタモノデアリカラ、ソノ后地方行政区域ノ変更ガアツタモノハ地方庁ノ地代家賃関係係官ヨリ指示ヲ受ケ適用地ヲ定メテソノ率ニヨルコト
2. 岡山県ノ如ク、一部建物ノ適用種別ノナイ場合ガアルガ、コレモマタ地方庁ノ係官ノ指示ヲ受ケ、ソノ適用率ヲ定メルコト
3. 過去ニオイテ地方庁ガ前各表ト異ル率率ヲ定メ採収以外ノ建物ノ賃料ニ対シテ適用シテイタトギハ、ソノ率率ニヨツテモ差支エナイ  
但シ、コノ場合ハ地方庁ノ係官ノ指示ヲ受ケルコト

別添第3号

地 代 表

土地坪当り 賃貸価格	坪当り借上料 (年 額)	土地坪当り 賃貸価格	坪当り借上料 (年 額)	土地坪当り 賃貸価格	坪当り借上料 (年 額)
円	円	円	円	円	円
10	5.63	1.60 <sup>以上</sup>	9.66	4.20 <sup>以上</sup>	16.42
10 <sup>以上</sup>	5.76	1.70 <sup>以上</sup>	9.92	4.50 <sup>以上</sup>	17.20
20 <sup>以上</sup>	6.02	1.80 <sup>以上</sup>	10.18	4.80 <sup>以上</sup>	17.98
30 <sup>以上</sup>	6.28	1.90 <sup>以上</sup>	10.49	5.10 <sup>以上</sup>	18.76
40 <sup>以上</sup>	6.54	2.00 <sup>以上</sup>	10.70	5.40 <sup>以上</sup>	19.54
50 <sup>以上</sup>	6.80	2.10 <sup>以上</sup>	10.96	5.70 <sup>以上</sup>	20.32
60 <sup>以上</sup>	7.06	2.20 <sup>以上</sup>	11.22	6.00 <sup>以上</sup>	21.10
70 <sup>以上</sup>	7.32	2.40 <sup>以上</sup>	11.78	6.30 <sup>以上</sup>	21.88
80 <sup>以上</sup>	7.58	2.60 <sup>以上</sup>	12.26	6.70 <sup>以上</sup>	22.92
90 <sup>以上</sup>	7.84	2.80 <sup>以上</sup>	12.78	7.10 <sup>以上</sup>	23.96
100 <sup>以上</sup>	8.10	3.00 <sup>以上</sup>	13.30	7.50 <sup>以上</sup>	25.00
110 <sup>以上</sup>	8.36	3.20 <sup>以上</sup>	13.82	7.90 <sup>以上</sup>	26.04
120 <sup>以上</sup>	8.62	3.40 <sup>以上</sup>	14.34	8.30 <sup>以上</sup>	27.08
130 <sup>以上</sup>	8.88	3.60 <sup>以上</sup>	14.86	8.80 <sup>以上</sup>	28.32
140 <sup>以上</sup>	9.14	3.80 <sup>以上</sup>	15.42	9.30 <sup>以上</sup>	29.68
150 <sup>以上</sup>	9.40	4.00 <sup>以上</sup>	15.90	9.80 <sup>以上</sup>	30.98

土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)	土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)	土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)
14	15	14	15	14	15
10.30 <sup>上</sup>	32.28	25.00 <sup>上</sup>	68.80	43.00 <sup>上</sup>	112.00
10.90	33.84	26.00	71.20	44.00	114.40
11.50	35.40	27.00	73.60	45.00	116.80
12.10	36.96	28.00	76.00	46.00	119.20
12.80	38.78	29.00	78.40	47.00	121.60
13.50	40.60	30.00	80.00	48.00	124.00
14.20	42.42	31.00	83.20	49.00	126.40
15.00	44.50	32.00	85.60	50.00	128.80
15.80	46.58	33.00	88.00	51.00	131.20
16.50	48.40	34.00	90.40	52.00	133.60
17.00	49.60	35.00	92.80	53.00	136.00
18.00	52.00	36.00	95.20	54.00	138.40
19.00	54.40	37.00	97.60	55.00	140.80
20.00	56.80	38.00	100.00	56.00	143.20
21.00	59.20	39.00	102.40	57.00	145.60
22.00	61.60	40.00	104.80	58.00	148.00
23.00	64.00	41.00	107.20	59.00	150.40
24.00	66.40	42.00	109.60	60.00	152.80

(39)

土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)	土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)	土地/坪当り 貸賃価格 (円 額)	坪当り借上料 (円 額)
14	15	14	15	14	15
61.00 <sup>上</sup>	155.20	79.00 <sup>上</sup>	198.40	97.00 <sup>上</sup>	241.60
62.00	157.60	80.00	200.80	98.00	244.00
63.00	160.00	81.00	203.20	99.00	246.40
64.00	162.40	82.00	205.60	100.00	248.80
65.00	164.80	83.00	208.00	101.00	251.20
66.00	167.20	84.00	210.40	102.00	253.60
67.00	169.60	85.00	212.80	103.00	256.00
68.00	172.00	86.00	215.20	104.00	258.40
69.00	174.40	87.00	217.60	105.00	260.80
70.00	176.80	88.00	220.00	106.00	263.20
71.00	179.20	89.00	222.40	107.00	265.60
72.00	181.60	90.00	224.80	108.00	268.00
73.00	184.00	91.00	227.20	109.00	270.40
74.00	186.40	92.00	229.60	110.00	272.80
75.00	188.80	93.00	232.00	111.00	275.20
76.00	191.20	94.00	234.40	112.00	277.60
77.00	193.60	95.00	236.80	113.00	280.00
78.00	196.00	96.00	239.20	114.00	282.40

(40)



土地ノ坪当リ 貸賃価格	坪当リ借上料 (年額)	土地ノ坪当リ 貸賃価格	坪当リ借上料 (年額)		
10	10	10	10		
115.00	284.80	118.00	292.00		
116.00	287.20	119.00	294.40		
117.00	289.60	120.00	296.80		

- (註) 1. 上記ノ貸賃価格トハ、当時ノ土地名帳法ニ  
ヨル貸賃価格ヲイウ。
2. 土地ノ貸賃価格カ附近類似ノ土地ノ貸賃価  
格ニ比シ若シク低イト認メラレル土地又ハ賃  
賃価格ノナイ土地ニツキ、昭和23年10月  
11日以降接收サレ、新夕ニ借上料ヲ定メヨ  
ウトスル場合ハ、附近類似ノ土地ノ貸賃価格  
ヲ基礎トシテ算定ヲ行ウ。但シ、コノ場合ハ  
所轄稅務事務所市区町村等ノ証明書ヲ必要ト  
スル。

別表第4号

地 代 表

級	坪当地代最高限 (月額)	級	坪当地代最高限 (月額)	級	坪当地代最高限 (月額)
	10		10		10
1011 11マテ	48	36	75	52	212
12ヨリ 16マテ	49	37	78	53	224
17ヨリ 20マテ	50	38	82	54	237
21及ビ 22	51	39	84	55	256
23及ビ 24	52	40	88	56	276
25	53	41	91	57	295
26	55	42	97	58	314
27	56	43	104	59	333
28	57	44	110	60	352
29	58	45	123	61	371
30	59	46	135	62	390
31	61	47	150	63	409
32	63	48	161	64	428
33	65	49	174	65	465
34	69	50	186	66	492
35	72	51	199	67	529



級	坪当地代最高限 (月額)	級	坪当地代最高限 (月額)	級	坪当地代最高限 (月額)
68	5.55	82	15.67	96	41.20
69	5.92	83	16.92	97	44.31
70	6.19	84	18.16	98	47.42
71	6.56	85	19.41	99	50.53
72	6.83	86	21.28	100	53.65
73	7.47	87	23.14	101	56.96
74	8.10	88	25.01	102	59.87
75	8.74	89	26.88	103	62.98
76	9.38	90	28.75	104	69.21
77	10.01	91	30.61	105	75.43
78	10.65	92	32.48		
79	11.94	93	34.35		
80	13.18	94	36.21		
81	14.43	95	38.68		

(註) 1. 貸賃価格トハ当時ノ土地台帳法ニヨル貸賃価格

ヲ示ス。

2. 「級」ハ土地台帳ニ記載サレシ貸賃価格ノ等級

ヲ示ス。

(43)

3. 貸賃価格ノナイ土地ハ、附近類似ノ土地ノ貸賃価格

ニ比準シ、ソノ土地ノ品位及ビ状況ニ応ジテ定メテ

板ノ貸賃価格ヲ、貸賃価格トミナス。

(44)

别表第 5 号

地 代 表

土地/坪当 赁借価格		坪当地代 (月 額)	土地/坪当 赁借価格		坪当地代 (月 額)
目 未 満	目 以 上	目	目 以 上	目 未 満	目
0.08		1.12	1.96	2.11	4.32
0.08	0.21	1.32	2.11	2.26	4.59
0.21	0.34	1.53	2.26	2.41	4.80
0.34	0.47	1.74	2.41	2.56	5.04
0.47	0.60	1.94	2.56	2.71	5.28
0.60	0.73	2.15	2.71	2.86	5.52
0.73	0.86	2.36	2.86	3.01	5.75
0.86	0.99	2.56	3.01	3.16	5.99
0.99	1.12	2.70	3.16	3.32	6.25
1.12	1.26	2.99	3.32	3.48	6.50
1.26	1.40	3.21	3.48	3.64	6.75
1.40	1.54	3.43	3.64	3.80	7.01
1.54	1.68	3.66	3.80	3.96	7.26
1.68	1.82	3.88	3.96	4.13	7.52
1.82	1.96	4.10	4.13	4.30	7.79
			4.30	4.47	8.06

(45)

土地/坪当 赁借価格		坪当地代 (月 額)	土地/坪当 赁借価格		坪当地代 (月 額)
目 以 上	目 未 満	目	目 以 上	目 未 満	目
4.47	4.64	8.33	4.47	4.64	8.33
4.64	4.81	8.60	4.64	4.81	8.60
4.81	4.98	8.87	4.81	4.98	8.87
4.98	5.15	9.14	4.98	5.15	9.14
5.15	5.33	9.42	5.15	5.33	9.42
5.33	5.51	9.71	5.33	5.51	9.71
5.51	5.67	9.99	5.51	5.67	9.99
5.67	5.87	10.28	5.67	5.87	10.28
5.87	6.05	10.57	5.87	6.05	10.57
6.05	6.24	10.85	6.05	6.24	10.85
6.24	6.43	11.15	6.24	6.43	11.15
6.43	6.62	11.45	6.43	6.62	11.45
6.62	6.81	11.76	6.62	6.81	11.76
6.81	7.00	12.06	6.81	7.00	12.06
7.00	7.19	12.36	7.00	7.19	12.36
7.19	7.39	12.68	7.19	7.39	12.68
7.39	7.59	12.99	7.39	7.59	12.99
7.59	7.79	13.31	7.59	7.79	13.31
7.79	7.99	13.63	7.79	7.99	13.63

(46)

土地/坪当 赁借價格			土地/坪当 賃借價格			坪当地代 (月額)		
月以上	月未満	月	月以上	月未満	月	月以上	月未満	月
12.10	12.35	20.51	17.12	17.43	22.52			
12.35	12.61	20.92	17.43	17.74	29.02			
12.61	12.87	21.33	17.74	18.05	29.51			
12.87	13.14	21.74	18.05	18.36	30.00			
13.14	13.41	22.17	18.36	18.68	30.51			
13.41	13.68	22.60	18.68	19.00	31.02			
13.68	13.95	23.03	19.00	19.33	31.52			
13.95	14.22	23.46	19.33	19.67	32.05			
14.22	14.50	23.90	19.67	20.01	32.58			
14.50	14.78	24.35	20.01	20.36	33.11			
14.78	15.06	24.79	20.36	20.71	33.65			
15.06	15.35	25.24	20.71	21.06	34.20			
15.35	15.64	25.70	21.06	21.41	34.73			
15.64	15.93	26.16	21.41	21.77	35.30			
15.93	16.22	26.62	21.77	22.13	35.86			
16.22	16.52	27.10	22.13	22.49	36.42			
16.52	16.82	27.57	22.49	22.85	36.98			
16.82	17.12	28.05	22.85	23.22	37.54			

(47)

土地/坪当 賃借價格			坪当地代 (月額)			土地/坪当 賃借價格			坪当地代 (月額)		
月以上	月未満	月	月以上	月未満	月	月以上	月未満	月	月以上	月未満	月
23.22	23.59	38.11	30.29	30.71	49.15						
23.59	23.96	38.64	30.71	31.13	49.80						
23.96	24.33	39.26	31.13	31.56	50.45						
24.33	24.71	39.85	31.56	31.99	51.12						
24.71	25.09	40.45	31.99	32.42	51.79						
25.09	25.48	41.04	32.42	32.85	52.46						
25.48	25.87	41.64	32.85	33.28	53.13						
25.87	26.26	42.25	33.28	33.72	53.81						
26.26	26.65	42.85	33.72	34.16	54.49						
26.65	27.04	43.46	34.16	34.61	55.18						
27.04	27.43	44.07	34.61	35.16	55.88						
27.43	27.83	44.69	35.06	35.51	56.68						
27.83	28.24	45.31	35.51	35.96	57.27						
28.24	28.65	45.95	35.96	36.41	57.97						
28.65	29.06	46.58	36.41	36.87	58.69						
29.06	29.40	47.22	36.87	37.35	59.40						
29.47	29.88	47.86	37.38	37.81	60.13						
29.88	30.29	48.49	38.81	38.28	60.86						

(48)

土地/坪当 赁贷价格			土地/坪当 赁贷价格		坪当地代 (月额)
旧以上	旧未満	旧	旧以上	旧未満	旧
32.08	32.75	61.59	42.27	42.80	75.61
32.75	39.22	62.32	42.80	42.33	76.44
39.22	39.69	63.01	42.33	42.87	77.27
39.69	40.17	63.80	42.87	49.42	78.11
40.17	40.66	64.55	49.42	49.97	78.97
40.66	41.15	65.31	49.97	50.52	79.82
41.15	41.64	66.07	50.52	51.08	80.69
41.64	42.13	66.83	51.08	51.64	81.56
42.13	42.63	67.59	51.64	52.20	82.43
42.63	43.12	68.37	52.20	52.77	83.30
43.12	43.63	69.15	52.77	53.34	84.19
43.63	44.14	69.94	53.34	53.92	85.09
44.14	44.65	70.73	53.92	54.50	85.99
44.65	45.16	71.53	54.50	55.08	86.89
45.16	45.61	72.42	55.08	55.67	87.79
45.61	46.20	73.14	55.67	56.26	88.91
46.20	46.74	73.96	56.26	56.85	89.63
46.74	47.27	74.78	56.85	57.45	90.56

(49)

土地/坪当 赁贷价格		坪当地代 (月额)	土地/坪当 赁贷价格		坪当地代 (月额)
旧以上	旧未満	旧	旧以上	旧未満	旧
57.45	52.05	91.49	62.93	69.62	109.40
52.05	52.66	92.43	69.62	70.30	110.45
52.66	59.27	93.37	70.30	70.98	111.51
59.27	59.88	94.32	70.98	71.68	112.58
59.88	60.50	95.29	71.68	72.38	113.67
60.50	61.12	96.25	72.38	73.08	114.76
61.12	61.75	97.21	73.08	73.79	115.84
61.75	62.58	98.19	73.79	74.50	116.95
62.58	63.02	99.19	74.50	75.22	118.07
63.02	63.66	100.18	75.22	75.95	119.19
63.66	64.30	101.18	75.95	76.68	120.30
64.30	64.95	102.17	76.68	77.41	121.45
64.95	65.60	103.18	77.41	78.15	122.60
65.60	66.26	104.21	78.15	78.90	123.75
66.26	66.92	105.23	78.90	79.66	124.92
66.92	67.59	106.26	79.66	80.41	126.09
67.59	68.26	107.30	80.41	81.17	127.26
68.26	68.93	108.34	81.17	81.94	128.45

(50)

土地/坪当 赁借價格		坪当地代 (月額)		土地/坪当 赁借價格		坪当地代 (月額)	
目以上	目未満	目	目以上	目未満	目	目以上	目未満
81.94	82.71	129.64	96.63	97.50	152.52		
82.71	83.49	130.84	97.50	98.38	153.87		
83.49	84.27	132.05	98.38	99.25	155.22		
84.27	85.05	133.27	99.25	100.14	156.59		
85.05	85.85	134.49	100.14	101.03	157.97		
85.85	86.64	135.72	101.03	101.94	159.37		
86.64	87.45	136.95	101.94	102.84	160.77		
87.45	88.26	138.22	102.84	103.76	162.18		
88.26	89.07	139.48	103.76	104.68	163.61		
89.07	89.89	140.74	104.68	105.61	165.04		
89.89	90.71	142.01	105.61	106.54	166.49		
90.71	91.55	143.30	106.54	107.48	167.95		
91.55	92.38	144.59	107.48	108.43	169.41		
92.38	93.21	145.88	108.43	109.37	170.87		
93.21	94.06	147.19	109.37	110.33	172.57		
94.06	94.91	148.51	110.33	111.29	173.84		
94.91	95.77	149.83	111.29	112.26	175.33		
95.77	96.63	151.17	112.26	113.23	176.84		

(51)

土地/坪当 赁借價格		
目以上	目未満	目
113.23	114.22	172.36
114.22	115.20	179.89
115.20	116.20	181.42
116.20	117.20	182.98
117.20	118.21	184.53
118.21	119.22	186.10
119.22	120.25	187.69
120.25	121.27	189.27
121.27	122.31	190.87
122.31	123.55	192.49
123.35	124.40	194.10
124.40	125.45	195.74
125.45	126.52	197.38
126.52	127.59	199.05
127.59	128.67	200.71
128.67	129.77	202.40
129.77	130.86	204.10

(52)

添様式ニヨリ各頁ニ於イテ各所有者ノ調印ヲ求メ  
コレヲ取マシテ該当ノ事項提出ノ傍ヲトラレタイ。

米軍の沖縄土地接收用地に対する賃貸料

一九五〇年の米軍使用地（四五、〇〇〇エーカー）の評価は約一千万ドルであつた。これは日本勸業銀行による評価であり、耕地は一九四二年以前の十一年間市街地は同じく十か年間を参考にして評価し、等級は各市町村からの申告を基礎にして行われた趣である。

一九五三年、米國陸軍工兵隊評価班は右接收用地の再評価を行い、既評価一千万ドルの七〇%増の一千七百万ドルに見積つた。

軍用地々主に支払われた賃貸料は接收土地価格の六%と決定し、その平均年間地料は坪当り二・二二円であつた。

右に対し軍用地々主は年間地料として約九倍相当額の一九・九B円を要望した。

なお、米側決定の軍用地々料は次の算定によるものと思われる。

\$17,000,000X0.06÷45,000=\$22,67 (五-カ-)

\$22,67÷1,224(坪)=\$18.5...坪当り賃貸料(1エーカー=1224坪)

120坪X0.0185=2.22円 (\$1=120B円)

琉球土地収用委員会は、軍用地地主の大多数が提起した地料引上の訴願を審理中であつたが、一九五六年四月以降逐次各訴願に対し、従来の軍用地年間地料を約三倍に値上げし（総平均地料六・六六B円⇨日本円約二〇円）、新規地料を土地収用の日に遡反して支払う旨の裁定を行つた。

同委員会が裁定した新規地料と旧地料との地目別、等級別比較を示せば別添のとおり

(注) 右は読谷村（沖縄中部）の例を参考として挙げたものである。

雑地	湿地	墓	牧場	林野
地	地	地	一等地	一等地
〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	一・〇二B円	一・〇八B円
〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	二・〇四	二・五二B円
二	二	二	二・三三 倍	二・三三 倍

畑地					水田			宅地	地目別等級別
五	四	三	二	一	五	四	三	二	一
等級					等級			等級	等級
一・二〇	一・五〇	二・一〇	二・七〇	三・三〇	一・二〇	一・八〇	二・二〇	二・七〇	三・三〇
B円					B円			B円	B円
三・九〇	四・八〇	六・〇〇	六・九一	七・五〇	四・二〇	六・三〇	七・七七	九・〇九	九・八九
B円					B円			B円	B円
三・二五	三・二倍	二・八六	二・五六	二・二七	三・五	三・五	三・五	三・三七	二・九九
倍					倍			倍	倍

従来の評当り年地代  
委員会裁定額  
裁定額と従来の地代との倍率



なお参考までに(イ)沖繩住宅公社用地と軍用地との地料の比較及び(ロ)使用者別による地料の比較は左のとおり。

市町村名(イ)	住宅公社用地	備考	(山)軍用地	備考
那覇市	一〇八 B 円	地目の如何に拘らず一律単価	三六三八 B 円	一九五六・一一・一四日「八五九倍 現在一九五六年度使用料 供託リストの平均坪当り 単価
真和志市	七一	〃	一七一九	現在 一九五六・一一・一四日「一〇四倍
佐敷村	六〇	地目別単価あり 地目の如何に拘らず一律単価	四四四	〃
宜野湾村	六〇	地目別単価あり 地目の如何に拘らず一律単価	八八八	〃
美里村	四二	地目別単価あり 野が多	六五〇	〃

(ロ)

使用者	年坪当単価(B円)	備考
(1)住宅公社	六〇	地目別によらず全部一律
(2)軍用地	最高 八〇 最低 二〇	地目別等級別あり
(3)米国民間人使用地	最高 一五〇 最低 八〇	利用価値によつて等級別あり
(4)米国商社	九六五〇	地目別によらず全部一律

(注) 宜野湾村を対象して算出したものである。

三一九五七年一月四日、レムニツァー民政長官は「軍用土地（農地）の評価に当つては、農地の実際価格とその土地からの年間収入の關係に重点をおいて米軍側が作成した土地評価を徹底的に再検討を行うよう指示した」旨を述べておる。

よつて、一九五七年二月二十七日民政府布令第一六四号に基く一括払による収用土地の補償額は前記の再評価により年間地料（地価×六%）を算定し、右地料の十六・五倍（すなわち十六・五カ年分）を乗じてその補償額を算定したものであるが、その地目別地料については、適当な調査資料なきため、つまびらかにすることは出来ない。再評価の結果右地料が前記布令第一六四号公布前の地料と比較して、どの程度差異があるかは不明であるが、最近の現地新聞報道によれば那覇地域及び嘉手納航空隊基地における軍用地の坪当り平均地価は、それぞれ一、六二五B円、一七五B円である、従つて右地価による年間地代を計算すれば前者は一〇B円（日本円三〇円）、後者は一、七五B円（日本円五、二五円）である。

なお、軍用地地代の適正補償については、地主は米国民政府土地裁判所に対し訴願する途が開かれている。